

# 湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 規約

## (名称)

第1条 本会は、「湖北圏域 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、長浜市および米原市が、国、県とともに専門的な学識経験等に基づく助言を受けながら、姉川、高時川等の洪水被害や土石流危険渓流等からの流出土砂による被害を回避・軽減するためのソフト対策を協議し、自助・共助・公助のバランスのとれた地域防災力の再構築を図ることを目的とする。

また、協議会では広域的な避難誘導體制の確立など、様々な観点から効果的なソフト対策の検討を行う。

削除: 長浜土木事務所・木之本土木事務所管内の2市

削除: いただき

削除: 災害

## (協議会)

第3条 協議会の委員構成は別紙のとおりとする。また、協議会には会長を置き、それぞれの委員の互選によってこれを定めるものとする。ただし、会長は行政委員から選出する。

- 2 協議会は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会の議長となり、会務を総括する。
- 4 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会長は、協議会の下部組織として、実行委員会議やワーキンググループを設けることができる。
- 6 行政委員は、出席できない場合は代理を立てることとする。

## (庶務)

第4条 協議会の庶務は、土木交通部流域政策局流域治水政策室、長浜土木事務所、回事務所 木之本支所および会長の属する機関で処理するものとする。

削除: 土木交通部河港課

削除: 木之本土木

## (雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この規約は、平成19年11月1日から施行する。

## 附 則

この規約は、平成22年11月10日から施行する。

## 附 則

この規約は、平成23年8月30日から施行する。

(別紙)

委員構成 (平成22年11月10日現在)

(市町:市町コード順)

区分	所属	職名	氏名	備考
学識経験者	京都大学防災研究所 社会防災研究部門	教授	たたら ひろかず 多々納 裕一	
	京都大学防災研究所 社会防災研究部門	准教授	はたやま みきのり 畑山 満則	
行政関係者	長浜市	副市長	なかじま よしたつ 中嶋 良立	会長
	米原市	副市長	しばた たかまる 柴田 高丸	
	国土交通省 琵琶湖河川事務所	所長	たけだ まさひこ 竹田 正彦	
	滋賀県 防災危機管理局	副局長	かつみ まりこ 勝身 真理子	
	滋賀県 土木交通部 流域政策局河川・港湾室	室長	にしがけ よしのり 西川 美則	
	滋賀県 土木交通部流域政策局流域治水政策室	室長	にしじま てらよし 西郷 照毅	
	滋賀県 土木交通部少防課	課長	あべ よしまさ 阿部 義正	
	滋賀県 湖北環境・総合事務所	副所長	なかむら しのぶ 中村 稔	
	滋賀県 長浜土木事務所	所長	むらい かつよし 村井 孝義	
	滋賀県 長浜土木事務所木之本支所	支所長	なかがけ もとあき 中川 元男	

削除: もりやす くにひろ  
守安 邦弘

削除: 河港課

削除: 課長

削除: とくしま ひでかず  
徳島 英和

削除: みずた ゆかし  
水田 有夏志

削除: くわやま まさのり  
桑山 勝則

削除: 木之本  
所長

削除: いしだ よしあき  
石田 良明